令和８年１０月１６日

令和８年第１０回

農業委員会総会議事録

〔　総　会　〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1　令和８年１０月１６日　１０時００分 岩国市民文化会館　第１研修室において総会を招集した。

2　本日の総会に出席した委員は次のとおり

１番　片山　剛	２番　藤村　幸生	３番　藤村　浩司
６番　小林　識史	７番　小林　増次	１０番　小橋　和紀
８番　藤本　哲	１１番　黒崎　友美	１２番　迫田　瑞恵
１３番　佐崎　恭児	１４番　中尾　正浩	１５番　塚田　由美子
１６番　二武　富男	１７番　藤中　京子	１８番　梅川　仁樹

3　本日の総会に欠席した委員は次のとおり

４番　隅　ふじ江	５番　林　聖文	９番　松村　紀彦
１９番　原田　孝親		

4　本日の総会に出席した職員は次のとおり

局　　長	藤本　慎司	次　　長	西本　嘉彦
由宇支所	小池　泰弘	由宇支所	岡本　和也
周東支所	木村　茂泰	周東支所	松岡　幸恵
錦　支　所	伊藤　良洋	美和支所	田村　尚巳
事　務　局	飴屋　陽子	事　務　局	市川　佳史

5　会長は、午前１０時００分、委員総数１９名のうち、１５名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6　会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。
３番　藤村　浩司　　６番　小林　識史

7　本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第３８号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３９号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４０号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４１号　農用地利用集積等促進計画について
議案第４２号　農地利用最適化推進委員の退任について

報告事項
報告第１号　農地法第４条の規定による届出の受理について
報告第２号　農地法第５条の規定による届出の受理について
報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第４号　農地所有適格法人報告書の提出について

報告第５号　　現況証明

８　議　事

議　　長	それでは、ただ今より令和８年第１０回農業委員会総会を開催いたします。 本日は、委員総数１９名のうち、１５名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。 次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第１９条第２項の規定により、３番藤村浩司委員と６番小林識史委員を指名します。よろしくお願いします。 「議案第３８号　農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。 それでは、１番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	１番　岩国地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、761 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。 これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。
第１１番	それでは追加説明をいたします。 申請地は岩国市灘出張所から南西へ約 980ｍの場所へ位置している農地です。 譲渡人は高齢のため農地を維持していくことが困難となり、農地を手放そうと考えていたところ、近くに住む新規就農を考えていた譲受人との協議がまとまったため、所有権移転をしようとするものです。申請地では、自家消費用のミカンを栽培し、JA 指導員の営農指導を受ける予定とのことです。 10 月１日に調査項目に従い現地調査を行いましたが、３条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、１番を許可することを決定します。 次に、２番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	２番　岩国地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、180 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。 これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満

たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第１４番　それでは追加説明をいたします。
申請地は岩国出張所から南東に約1.1ｋｍに位置する農地です。
譲渡人は県外に在住しており、当該申請地は耕作しておらず、買主の隣地であるため、意向を伺ったところ前向きな回答があったため、今回の申請に至ったということです。譲受人は自宅隣地が売却されるとのことでお伺いがあり、一部が農地であったが農業を続けたいと考えており、転用せずに農地のまま取得したいため、今回の申請に至ったということです。譲受人は管理機等所有しており、ジャガイモの耕起から収穫までの一連の作業を行い、主に自家消費を予定しているが、余れば市場出荷するということです。
９月 28 日、事務局職員と現地調査を行いましたが、調査項目すべてに問題はなく、３条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
（異議なし）
異議がありませんので、２番を許可することを決定します。
次に、３番を事務局より、議案説明してください。

事務局　３番　岩国地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、141 ㎡です。
申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。
これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第１１番　それでは追加説明をいたします。
申請地は岩国市灘出張所から西へ約 380ｍの場所に位置している農地です。
譲渡人は遠方に居住しており、農地を維持していくことが困難なため農地を手放そうと考えていたところ、譲受人が経営する法人が隣接地の建物を買い取り、賃貸物件として管理することとなったため、申請地についても引き取ってほしいとの申し出を行い、両者間での話がまとまったものです。譲受人ですが、必要な農機具は申請地より車で 60 分の自宅倉庫に保管、隣接管理地の清掃等も兼ね、週に３日程度申請地にて自家用野菜の耕作を行うとのことです。
10 月１日に調査項目に従い現地調査を行いましたが、３条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、３番を許可することを決定します。 次に、４番を事務局より、議案説明してください。
事 務 局	４番　玖珂地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに田及び畑。 面積は、1,203 ㎡ほか９筆、合計9,841 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、遺言による遺贈です。 これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。
第 ３ 番	はい、それでは追加説明をいたします。 申請地は玖珂支所奏より西へ712mのところに位置しております。 譲渡人は生前、遺言によって農地のすべてを譲受人である妹へ遺贈することを決めておりました。譲受人は兄の遺言で譲渡を受ける、現在耕作している畑に加え、取得する農地を加えて、できる限り営農活動に力を入れる。耕作しない農地は自己保全に努めるということです。 10 月 7 日に事務局職員と現地調査を行い調査項目にしたがい調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、４番を許可することを決定します。 次に、５番を事務局より、議案説明してください。
事 務 局	５番　周東地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに田及び畑。 面積は、3,168 ㎡ほか８筆、合計12,807 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。 これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 では、担当の佐崎委員、追加説明をお願いします。
第１３番	それでは、追加説明をいたします。 この案件は、祖生出張所より南東へ約２ｋｍのところに位置しております。 譲渡人は多数農地を所有し農業経営を、主に自然薯ですけど、農業経営をしており、申請地が自宅から離れており効率的な農業経営ができないた

め農地を手放そうと希望されており、譲受人は売却の話があった申請地は現在耕作している土地の近くにあり、合わせて耕作することにより、効率的な営農が可能であると考え、購入に至ったようです。譲受人は日本に約14 年居住し、永住資格も有しており、農機具、トラクター等の農機具はすでに所有されており、収穫した農作物は JA 山口県に出荷するほか、販売、直売を予定しているとのことです。また地元の揚水組合、祖生土地改良区に加入し、農業を通じて交流していくとのことです。

10 月８日に支所の担当職員と現地調査を行いました。特に支障はなく許可相当と考えますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

（異議なし）

異議がありませんので、５番を許可することを決定します。

次に、６番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局　　６番　周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田及び畑、面積は、823 ㎡ほか６筆、合計 4,721 ㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番　　はい、追加説明をいたします。

この案件は周東総合支所より西へ約 3.5ｋｍのところにあります。

譲渡人は市外に居住されており、農地の管理が困難なため、岩国市シティープロモーション課を通じて譲渡を希望されていました。これはいわゆる空き家バンクの取り組みの分になります。譲受人は現在会社員をされていますが、定年退職を機に専業で農業に取り組むため岩国市シティープロモーション課より紹介を受けた住宅及び本案件の農地を譲受することになり、今回の申請に至ったところでございます。なお譲受人は、すでに JA 山口県に加入されています。主に水稲を栽培し、JA への出荷や直売所での販売を予定しています。トラクターほか必要な農機具は所有されています。水稲栽培の経験もあり、ご夫婦で営農されるということです。

９月 29 日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障ないものと考え許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

（異議なし）

異議がありませんので、６番を許可することを決定します。

次に、７番を事務局より、議案説明してください。

事　務　局	7番　錦地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、381 ㎡ほか1筆、合計 568 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。 これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。
第１８番	前より失礼いたします。 申請地は岩国市役所高根出張所から北へ1.7ｋｍに位置する農地です。 申請理由は、岩国市空き家バンク登録物件の購入に伴い、その物件に付随する農地を取得して、最初のうちは自家消費用の野菜を作り、後に直売所等に販売を計画しているものです。農業用管理機、草刈り機等は所有され、すぐ耕作できる状態であります。 10 月９日に申請人の立ち合いのもとに現地調査を行いましたが、調査内容に問題はなく許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、７番を許可することを決定します。 次に、８番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	８番　美和地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,719 ㎡ほか1筆、合計 3,775 ㎡です。 申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。 これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。 では、担当の原田委員は欠席ですので、追加説明の方を預かっております。
事　務　局	原田委員から説明文を預かっておりますので代読させていただきます。 申請地は美和総合支所から北北西に３ｋｍの農地です。 譲渡人は現在町内に居住しておらず、高齢であり、営農が困難になったので、申請地の隣に住む譲受人へ贈与することとしたものです。譲受人は野菜や果樹を作る農地を探していたところ、譲渡人より農地の贈与の相談があったため譲り受けることにしたとのことです。 現地調査は９月 30 日に調査項目に従い、現地調査を行いましたが問題はなく３条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、８番を許可することを決定します。 続いて、「議案第３９号　農地法第４条の規定による許可申請について」を上程します。 それでは、１番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	１番　岩国地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。 面積は、674 ㎡ほか１筆、合計 767 ㎡です。申請人は記載のとおり。 転用目的は、農家住宅の建築です。 農地区分は、第１種農地、第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地です。 農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。 では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。
第１１番	それでは追加説明をいたします。 申請地は岩国市灘出張所から西北西へ約 770mのところに位置している農地です。 申請人は、岩国南バイパス南進事業により、現在居住している土地が立ち退きとなったため、現在の居住地にほど近い、自身の農地に新たに自己用住宅を建築しようとするものです。雨水は自然浸透、汚水は合併浄化槽へ排水します。 10 月１日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行い、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。周辺の農地への影響もなく４条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、１番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。 それでは、２番を事務局より、議案説明してください。
事　務　局	２番　周東地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。 面積は、1,910 ㎡のうち、277.78 ㎡です。申請人は記載のとおり。 転用目的は、農機具車庫及び籾殻タンクの設置です。 農地区分は、一団の農振農用地内に位置する第１種農地です。 農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、ま

た、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の佐崎委員、追加説明をお願いします。

それでは追加説明をいたします。

第１３番

申請地は祖生出張所より南東へ約2.5ｋｍのところにあります。
申請者は農業経営、水稲はもう22haばかり栽培しているほどの人。農地の拡大に伴い農機具も増加し、農機具の車庫が必要なため整備をするとともに土壌改良のため籾殻タンクを２基建設したいと今回の申請に至ったとのことです。申請地の北側には農業用倉庫がすでにあり、一体的に利用が可能となり、利便性が高くなるそうです。
10 月８日に支所の担当職員と現地調査を行い調査項目に従い調査をいたしました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も添付されており許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

議　　長

（異議なし）
異議がありませんので、２番を許可することとし、農用地区域内の案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。
続いて、「議案第４０号　農地法第５条の規定による許可申請について」を上程します。
それでは、１番を事務局より、議案説明してください。

１番　由宇地区

事　務　局

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、318㎡です。
申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。
農地区分は、第１種農地、第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地です。
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

追加説明をいたします。

第１０番

申請地は由宇総合支所から西へ約600ｍの場所に位置する農地です。
譲渡人は相続により当該農地を取得したものの、遠方に居住しているため、農地の維持管理が困難であり、当該申請地を譲り受けてくれる人を探していたところ、譲受人から自己用住宅として転用の申し出があり、売却することとしたものです。一方、譲受人は申請地付近で自己用住宅を新築したいと土地を探していたところ、譲渡人が土地を手放したいと考えているとの情報を得たことから、購入を決めたものです。
９月２４日に事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。事業計画書や被害防除計画書等も確認しましたが、周辺農地に影響を

及ぼすこともなく、５条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

議　　長　（異議なし）

異議がありませんので、１番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

それでは、２番を事務局より、議案説明してください。

２番　玖珂地区

事 務 局　権利の種類は、使用貸借権の設定です。　土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、555 ㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第３種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

それでは追加説明をいたします。

第 ３ 番　申請地は玖珂駅より南東へ165mのところに位置しております。

譲受人は現在広島市に住んでいるが、近く故郷の玖珂町に帰りたいので申請地に建物の建築を希望するということです。譲渡人は遠方に住んでいて農地の管理が困難であり、母親から建物を建てたい旨の申し出があったので了承したということです。

10 月７日に事務局職員と現地調査を行い。調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

議　　長　（異議なし）

異議がありませんので、２番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

それでは、３番を事務局より、議案説明してください。

３番　玖珂地区

事 務 局　権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、478 ㎡ほか１筆、合計 480.06 ㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第３種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

それでは追加説明をいたします。

第　３　番

申請地は玖珂駅より北西へ565mのところに位置しております。

譲受人は現在アパートに住んでいるが、将来の家族構成を考慮して、申請地に建物の建築を希望するということです。譲渡人は息子が自己用住宅の建築を計画しており、息子から相談を受けたので申請地を貸すことにしたということです。

10 月７日に事務局職員と現地調査を行い。調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

議　　長

（異議なし）

異議がありませんので、３番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

それでは、４番を事務局より、議案説明してください。

４番　周東地区

事　務　局

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、140 ㎡ほか２筆、合計 437 ㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第３種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

それでは追加説明をいたします。

第１２番

申請地は周東総合支所より南東へ608mのところにある農地です。

譲渡人は相続により取得したものの、高齢でもあり耕作管理もできないので、譲渡することにしたものです。譲受人は夫が在宅で業務をしているが、手狭になっていたため、両親との同居を解消してこの土地を譲り受けて自己用住宅を建設することにしたものです。自己用住宅の建設に際して雨水は道路の側溝へ、生活排水等は公共下水道へ接続されるため、周辺への影響はありません。

10 月１日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。必要書類等も整っており、５条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

議　　長

（異議なし）

異議がありませんので、４番を許可することとして、山口県農業会議の

常設審議委員会に、資料提供することとします。
それでは、５番を事務局より、議案説明してください。

５番　周東地区

事　務　局

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,332 ㎡です。
申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。
農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第３種農地です。
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第　３　番

それでは追加説明をいたします。
申請地は周東総合支所より北西へ749mのところにある農地です。
譲渡人は休耕しており、管理も困難となったため、譲渡したいと考えていたところ、譲受人から譲渡の相談を受け譲渡することにしたものです。譲受人は再生可能エネルギー事業に取り組むことで、電力の安定的な供給を目指しており、維持管理が困難な農地や耕作放棄地の有効活用を図りたいと譲渡人と協議をされ、契約に至りました。
10 月１日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。必要書類等も整っており、５条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
（異議なし）
異議がありませんので、５番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。
続いて、「議案第４１号　農用地利用集積等促進計画について」を上程します。
では、事務局より、議案説明してください。

事　務　局

議案第４１号農用地利用集積等促進計画について説明します。まず、表の見方について、少し説明させていただきます。
農用地利用集積等促進計画一括方式の明細についてですが、地区別に番号を付けており、１番岩国地区から、５番周東地区までに分けております。
また、それぞれの地区に、地区番号として４桁の枝番を付けています。例えば、岩国地区であれば１－1001 から１－1023 までの 23 件、玖珂地区は３－3001 で１件といった明細になっています。
それでは、地区ごとに説明させていただきます。
１番岩国地区、合計件数 23 件。合計筆数 43 筆。うち田 37 筆、うち畑６筆。合計面積 42,855 ㎡。利用の主な内容は、水稲、レンコンとなっています。
２番由宇地区、合計件数２件。合計筆数３筆。全て田。合計面積 4,170

㎡。利用の内容は、レンコンとなっています。
３番玖珂地区、合計件数１件。合計筆数２筆。全て畑。合計面積1,678㎡。利用の内容は、野菜となっています。
５番周東地区、合計件数３件。合計筆数４筆。うち田３筆、うち畑、１筆。合計面積5,012㎡。利用の内容は、採草放牧地、水稲、野菜となっています。
全域を合計しますと、合計件数29件。合計筆数52筆。うち田43筆、うち畑、９筆。合計面積53,715㎡となっています。
契約期間別に集計しますと、３年未満２件。３年以上６年未満６件。６年以上10年未満17件。10年以上４件。合計29件となっております。
設定する権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定14件。賃貸借による権利の設定15件となっており、賃貸借が多くなっております。
更新と新規の別で集計しますと、更新の筆数４筆。新規の筆数48筆となっております。
現況地目別の筆数で集計しますと、田43筆。畑９筆。となっており、田が多くなっています。
利用の内容別の主なものでは、面積が大きい順に、レンコン、水稲となっています。
なお、この一括方式による農用地利用集積等促進計画は、本日の総会の後、農林振興課において令和８年１１月１日に公告予定となっております。この公告をもって、効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知します。
次に、農地中間管理機構への集積及び機構から受け手への配分の議案について説明させていただきます。
集積は、合計件数３件。合計筆数４筆で、内訳はすべて田です。合計面積は5,393㎡。利用の内容は水田となっています。また、備考欄に配分先予定者を記載しています。
なお、集積案については、本来であれば、この総会でご意見をいただき、その後、やまぐち農林振興公社における促進計画の決定、県の認可を待ち、その後の総会において、配分先の設定案にご意見をいただくという、二段階の審議が必要なのですが、配分先予定が決定しているため、この度まとめて上程しております。
続きまして、配分案の説明です。合計件数１件。筆数は２筆、内訳は、全て田です。合計面積は3,587㎡。利用の内容は水田となっています。
この度の経緯といたしましては、利用権設定期間中に配分先が変更されることとなったため、議案として上程するものです。
一括方式、集積及び配分の計画案に対する意見を市から求められており、意見の有無と内容を市に回答することになっております。
以上を農用地利用集積等促進計画の説明とさせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

議　　長	（意見なし） 意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、意見なしと決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。 続いて、「議案第４２号　農地利用最適化推進委員の退任について」を上程します。事務局より、議案説明してください。
事　務　局	１番　周東地区 退任の申し出があった推進委員の担当区域は第27区・氏名・退任理由・申出年月日は記載の通りです。 なお、今後の予定といたしましては、退任の承認があったのち、岩国市ホームページに後任の推進委員の推薦の求め・募集を掲載し、推薦・応募を受け付けた後、総会において、後任者への委嘱の承認についての議案を上程する予定です。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見等ございますか。 （異議なし） 異議がありませんので、２７区岩本博委員の退任を承認することとします。事務局において、速やかに、後任の募集を進めてください。 以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。 報告第１号　農地法第４条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。
事　務　局	１番　岩国地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。 面積は、45㎡ほか２筆、合計531㎡です。届出人は記載のとおり。 転用目的は、宅地分譲です。農地区分は、市街化区域です。 ほか１件、合計２件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議　　長	報告第２号　農地法第５条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。
事　務　局	１番　岩国地区 権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。 地目は、台帳田、現況畑。面積は、358㎡です。 届出人は記載のとおり。転用目的は、アパート建設です。 農地区分は、市街化区域です。 ほか１件、合計２件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議　　長	報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

	１番　周東地区
事　務　局	土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。 面積は、4,353 ㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。
議　　長	報告第４号　農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。
	１番　周東地区
事　務　局	報告年月日は、令和８年９月 15 日。法人の住所・名称は記載のとおり。 事業年度は、７月１日から６月 30 日。法人形態は特例有限会社です。 事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。 ほか２件、合計３件の提出がありました。
議　　長	報告第５号　現況証明については、ご高覧ください。 以上で、農地法関係の報告事項を終わります。 そのほか、伝達事項がありますか。
事　務　局	（事務局） ①農業会議の研修会について ②互助会費の集金について ③非農地判定について ④農業委員会事務処理要領等の制定について ⑤代表者会議について
議　　長	本来でしたら先月ご案内のとおり、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めたいと思うのですが、今次長の方からもありました急遽代表者会議を開催しないといけないと。この後すぐということで。非農地判断もありますので、結構時間も要するかと思います。今日はせっかく皆様にご準備いただきましたけども全国農業新聞勉強会につきましては急遽取りやめとさせていただきます。 次回定例総会は、11 月 16 日（月）で岩国市地方卸売市場　大会議室を予定しております。 なお、総会の前に、農業会議による研修会を午後１時から午後３時まで実施しますので、総会は、午後３時頃から開始予定です。 お間違いのないよう、お願いします。 また、農業新聞勉強会につきまして、来月は農業会議の研修会がございますので、開催いたしません。次回は 12 月総会での開催とします。 これで本日の総会は、終了します。お疲れ様でした

次回総会について

令和８年11月16日月曜日15時00分から岩国市地方卸売市場　大会議室。

午前10時40分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会　長　梅川仁樹

署名委員　藤村浩司

署名委員　小林敏史